

# 3 時間帯別電灯（e タイム<sup>スリ</sup>3）

（選択約款）

令和2年10月1日実施

北海道電力株式会社

### 3 時間帯別電灯（eタイム<sup>3</sup>）

## I 本 則

### 1 目 的

この選択約款は、時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

### 2 選択約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この選択約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) この選択約款を変更する場合には、当社は、この選択約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

### 3 適用範囲

特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の従量電灯の適用範囲に該当し、5（時間帯区分）に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の3時間帯別電灯（令和元年10月1日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

### 4 契約容量

- (1) 契約容量は、原則として供給約款の従量電灯Cに準じて定めます。
- (2) 別表1（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として供給約款の従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

### 5 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 午後時間  
毎日午後1時から午後6時までの時間をいいます。
- (2) 朝晩時間  
午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。
- (3) 夜間時間  
毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間をいいます。

### 6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上

回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,234円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	473円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 午後時間

1キロワット時につき	40円67銭
------------	--------

ロ 朝晩時間

1キロワット時につき	30円90銭
------------	--------

ハ 夜間時間

1キロワット時につき	14円63銭
------------	--------

7 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

また、お客さまが希望される場合は、5（時間帯区分）(1)の開始時刻を2時間後までの範囲内で変更することができます。ただし、午後時間の延長または短縮は行ないません。

(2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、供給約款25（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

### (3) 夜間蓄熱型機器の計量等

イ 特別の事情がある場合は、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イの場合で、当該一般送配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

## 8 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この選択約款による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とされないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

## 9 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 供給約款35（供給の停止）(1)または(3)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

- ロ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
  - ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
  - ニ この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金等相当額その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (2) お客さまが，供給約款 44（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

## 10 そ の 他

- (1) 当社は，お客さまがこの選択約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について，当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には，お客さまの氏名，住所，支払状況等の情報を他の小売電気事業者に通知することがあります。
- (2) 当社は，供給約款 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。
- (3) その他の事項については，供給約款の従量電灯Cにかかわる規定（供給約款 35〔供給の停止〕(2)を除きます。）を準用するものといたします。
- (4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

## Ⅱ 実施細目

### 1 適用範囲

「朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

### 2 契約容量

- (1) お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、供給約款 16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 夜間蓄熱型機器を使用される場合で、お客さまが希望され、かつ、夜間蓄熱型機器以外の機器について、当該一般送配電事業者の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、本則 4（契約容量）(2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

### 3 夜間蓄熱型機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱型機器とは、別表 1（夜間蓄熱型機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表 1（夜間蓄熱型機器）(1)には、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

- ロ 本則7（使用電力量の計量）(3)イの場合で、当該一般送配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、別表1（夜間蓄熱型機器）に定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

#### 4 使用電力量の計量

- (1) 午後時間の開始時刻を新たに設定し、または変更された日から1年間については、原則として午後時間の開始時刻を変更することはできません。
- (2) 「特別の事情がある場合」とは、お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者が技術的、経済的事由によりやむをえず別計量を認める場合をいいます。
- (3) 本則7（使用電力量の計量）(3)イの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則7（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。



# 附 則

## 1 実施期日

この選択約款は、令和2年10月1日から実施いたします。

## 2 適用範囲についての特別措置

供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し、本則5（時間帯区分）に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望され、当社との協議が整った場合で、かつ、平成29年4月1日の際現に供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則3（適用範囲）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、平成29年4月1日以降に引込線等の供給設備を撤去した場合を除きます。

## 3 契約容量等についての特別措置

お客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望され、この選択約款実施の日以降に申込みを当社が承諾した場合の契約容量の算定および使用電力量の計量は、当分の間、次のとおり行ないます。

### (1) 契約容量

イ 契約容量は、本則4（契約容量）にかかわらず、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

また、お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流(アンペア)または電流を制限する計量器により制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{ボルト}}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、供給約款 16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

ロ 選択約款の時間帯別電灯本則 4（契約容量）またはピーク抑制型時間帯別電灯本則 4（契約容量）により契約容量を定めるお客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望される場合等で、当社との協議が整ったときには、イにかかわらず、本則 4（契約容量）により契約容量を算定いたします。

(2) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、本則 7（使用電力量の計量）によるものといたします。ただし、(1)イの場合は、本則 7（使用電力量の計量）(3)イを適用いたしません。

#### 4 使用電力量の計量についての特別措置

本則 7（使用電力量の計量）(3)イの「なお、当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。」は、当分の間、「なお、当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 5 時間の範囲内で変更することがあります。」と読み替えるものといたします。

#### 5 通電制御型機器等を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 適用

イ 通電制御型機器にかかわる取扱い

(イ) 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器および(6)に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱型機器」といいます。）を通電開始時刻が制御可能な小型機器（以下「通電制御型機器」といいます。）として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において、平成 25 年 10 月 1 日以降に通電制御型機器をすべて取り外された場合を除きます。

a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則 5（通電制御型機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イ(イ)または(ロ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

b 平成 25 年 10 月 1 日の際現に通電制御型機器に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合で、次の(a)または(b)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

(a) 通電制御型電気温水器

通電制御型電気温水器とは、次の i または ii に該当する貯湯式電気温水器をいいます。

i 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(i) 給水温度を検知できること。

(ii) (i)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(iii) (ii)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(iv) 毎日の夜間時間（本則 7〔使用電力量の計量〕(3)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(iii)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ii i に準ずる場合で、当社が認めたもの。

(b) 通電制御型蓄熱式電気暖房器

通電制御型蓄熱式電気暖房器とは、次の i または ii に該当する蓄熱式電気暖房器をいいます。

i 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(i) 蓄熱体の温度を検知できること。

(ii) (i)の蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を蓄熱するための所要通電時間数を算出できること。

(iii) 毎日の夜間時間（本則 7〔使用電力量の計量〕(3)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ii)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ii i に準ずる場合で、当社が認めたもの。

c a または b に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において、この選択約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた b (a) または (b) に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

(ロ) この選択約款適用の際現に選択約款の時間帯別電灯附則 5 (5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置) (1) ロ(イ) もしくは(ロ), ピーク抑制型時間帯別電灯附則 5 (5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置) (1) ロ(イ) もしくは(ロ) または深夜電力 A および深夜電力 B 附則 4 (通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置) (1) イの適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は、(イ)に準ずるものといたします。

(ハ) 当社は、(イ)に定める通電制御型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

す。

ロ 非蓄熱式電気暖房機器にかかわる取扱い

(イ) 需要場所におけるすべての暖房を電気でまかなう需要で、お客さまが希望され、当社との協議が整った場合は、次のいずれかに該当する主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器を割引の対象となる電気機器（以下「非蓄熱式電気暖房機器」といいます。）として取り扱います。ただし、これらの電気機器を使用される需要場所において、平成 27 年 9 月 1 日以降に当該電気機器が非蓄熱式電気暖房機器に該当しないこととなった場合を除きます。

a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則 5（通電制御型機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロ(イ)または(ロ)の適用を受けている電気機器

b 平成 27 年 9 月 1 日の際現に非蓄熱式電気暖房機器に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器

c a または b に該当する電気機器を使用される需要場所において、この選択約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器

(ロ) この選択約款適用の際現に選択約款のピーク抑制型時間帯別電灯附則 5（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ハ(イ)または(ロ)の適用を受けている電気機器は、(イ)に準ずるものといたします。

(ハ) 非蓄熱式電気暖房機器は、専用の回路を施設し、直接接続していただきます。

(ニ) 非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(ホ) 当社は、非蓄熱式電気暖房機器が、蓄熱式電気暖房器以外の電気機器であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

(2) 料 金

(1)イの適用を受ける通電制御型機器（平成 30 年 4 月 1 日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の通電制御型機器を除きます。）を使用される場合の料金は、本則 6（料金）にかかわらず、本則 6（料金）によって料金として算定された金額から、イによって算定された通電制御型機器割引額を差し引いたものといたします。

イ 通電制御型機器割引額

通電制御型機器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型機器割引額は、半額といたします。

通電制御型電気温水器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	176 円 00 銭
通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	132 円 00 銭

なお、通電制御型電気温水器および通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 最低月額料金

本則 6（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定された通電制御型機器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	341 円 00 銭
---------	------------

#### (3) 非蓄熱式電気暖房割引 I 型

(1)ロの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間および中間期間の料金は、本則 6（料金）または(2)によって料金として算定された金額から、イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし、本則 6（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ロの最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、(2)ロの最低月額料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

この場合の冬期間とは、毎年 11 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間とし、中間期間とは、毎年 9 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間および毎年 3 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間といたします。

なお、(4)とあわせて適用を受けることはできません。

#### イ 非蓄熱式電気暖房割引額

非蓄熱式電気暖房割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。

冬期間の非蓄熱式電気暖房割引額＝割引対象額×15パーセント

中間期間の非蓄熱式電気暖房割引額＝割引対象額×10パーセント

なお、割引対象額は、その1月の電力量に本則6（料金）（2）の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ 非蓄熱式電気暖房割引上限額

非蓄熱式電気暖房割引上限額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

冬期間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	2,420円00銭
中間期間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	880円00銭

なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型

(1)ロの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間の料金は、本則6（料金）または(2)によって料金として算定された金額から、イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし、本則6（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ロの最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、(2)ロの最低月額料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

この場合の冬期間とは、毎年11月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。

なお、(3)とあわせて適用を受けることはできません。

イ 非蓄熱式電気暖房割引額

非蓄熱式電気暖房割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。

非蓄熱式電気暖房割引額＝割引対象額×25パーセント

なお、割引対象額は、その1月の電力量に本則6(料金)(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ 非蓄熱式電気暖房割引上限額

非蓄熱式電気暖房割引上限額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

非蓄熱式電気暖房機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	3,300円00銭
---------------------------------	-----------

なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 通電制御型機器等に対する料金割引

イ 通電制御型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、通電制御型機器割引額は、(7)イ(イ)および(ハ)により日割計算をいたします。

ロ 通電制御型機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型機器割引額は、お客様の申出にもとづいて当社が通電制御型機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 供給停止期間中の通電制御型機器割引額については、(7)イ(イ)および(ハ)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、通電制御型機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとしていたします。

ニ 非蓄熱式電気暖房割引I型の適用を受けた後1年に満たないお客様については、原則として、非蓄熱式電気暖房割引II型を適用いたしません。

ホ 非蓄熱式電気暖房割引II型の適用を受けた後1年に満たないお客様については、原則として、非蓄熱式電気暖房割引I型を適用いたしません。

ヘ 非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、非蓄熱式電気暖房割引上限額は、(7)イ(ロ)および(ハ)により日割計算をいたします。

ト ヘまたは供給約款26(料金の算定)(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに(3)イおよび(4)イの割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間における割引対象額の算定に用いる各時間帯別の電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月に使用された各時間帯別の電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約容量を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。

チ 非蓄熱式電気暖房機器の取付けまたは取替えをされた場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が非蓄熱式電気暖房機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(6) オフピーク蓄熱型機器

イ オフピーク蓄熱型機器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能または暖房に使用するために必要とされる熱量を蓄熱する機能を有する定格電圧 200 ボルトのものであって、夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、イに定めるオフピーク蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(7) その他

イ 本則 10（その他）(2) の場合は、通電制御型機器割引額および非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。

(イ) 通電制御型機器割引額の日割計算の基本算式

$$1 \text{ 月の通電制御型機器割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ロ) 非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算の基本算式

$$1 \text{ 月の非蓄熱式電気暖房割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ハ) 供給約款 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(ニ) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(イ)、(ロ)および(ハ)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

a 検針期間の日数

(a) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(b) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。



b 暦日数

(a) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(b) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 供給約款 39（制限または中止の料金割引）に定める事項については、供給約款の従量電灯 B に準ずるものといたします。

ハ その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

**6 平成 28 年 3 月 31 日までに需給開始されているお客さまの料金その他の供給条件**

平成 28 年 3 月 31 日までに需給開始されているお客さまの料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款 35（供給の停止）(2)を適用いたします。この場合、本則 10（その他）(3)にいう「供給約款の従量電灯 C にかかわる規定」は、供給約款 35（供給の停止）(2)を含むものといたします。
- (2) 本則 9（解約等）にかかわらず、供給約款 46（解約等）を適用いたします。
- (3) 本則 10（その他）(1)は適用いたしません。
- (4) その他の事項については、この選択約款に定めるところによるものといたします。

**7 この選択約款の実施にともなう切替措置**

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款 26（料金の算定）および供給約款 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、通電制御型機器割引額および非蓄熱式電気暖房割引上限額は、附則 5（通電制御型機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(7)イに準じて日割計算をいたします。

# 別 表

## 1 夜間蓄熱型機器

夜間蓄熱型機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

## 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー

ギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

### 3 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

##### (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

##### (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合

平均燃料価格は、55,800円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19 銭 7 厘
------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。